

第 56 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

日時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

場所 長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室

目 次

第56期定時株主総会招集ご通知…………… 1

〔添付書類〕

第56期事業報告

1 当行の現況に関する事項……………	3
2 会社役員（取締役および監査役）に 関する事項……………	10
3 社外役員に関する事項……………	12
4 当行の株式に関する事項……………	14
5 当行の新株予約権等に関する事項……………	15
6 会計監査人に関する事項……………	17
7 財務および事業の方針の決定を支配 する者の在り方に関する基本方針……………	17
8 業務の適正を確保する体制……………	18
9 会計参与に関する事項……………	23
10 その他……………	23

計算書類

貸借対照表……………	24
損益計算書……………	25
株主資本等変動計算書……………	26

連結計算書類

連結貸借対照表……………	27
連結損益計算書……………	28
連結株主資本等変動計算書……………	29

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本……………	30
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本……………	31
監査役会の監査報告書謄本……………	32

〔株主総会参考書類〕

第1号議案 剰余金の処分の件……………	33
第2号議案 定款一部変更の件……………	34
第3号議案 取締役8名選任の件……………	35
第4号議案 監査役1名選任の件……………	37

インターネットによる議決権行使のご案内…………… 38

株主総会会場ご案内図

株式会社 長 野 銀 行

証券コード：8521

証券コード 8521
平成27年6月8日

株 主 各 位

長野県松本市渚2丁目9番38号
株式会社 **長 野 銀 行**
取締役頭取 中 條 功

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**平成27年6月24日（水曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（38頁）をご高覧のうえ、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2 場所 長野県松本市渚2丁目9番38号

当行本店 2階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 会議の目的事項

報告事項

1 第56期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2 第56期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

4 議決権の行使等についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5 インターネットによる開示

当行は、法令および当行定款第17条の規定に基づき、本定時株主総会にあたり提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(掲載先 <http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>)

- ① 計算書類の個別注記表
- ② 連結計算書類の連結注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもの他、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべきものも含まれております。

以 上

-
- ◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日当行役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
(掲載先 <http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>)

(添付書類)

第56期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(金融経済情勢)

当期におけるわが国経済を顧みますと、個人消費の回復は緩慢であるものの、企業活動における生産は持直しの動きがみられることから、雇用情勢は改善傾向にあり、緩やかな回復基調が続いております。また、昨年後半からの円安基調により、輸入コストの増加に伴う物価の押上げ要因はあるものの、企業収益の改善が設備投資や家計所得の増加への期待感を生み出しており、地方経済を含めた経済の好循環の拡大が見込まれる状況にあります。

また、当行が営業基盤とする長野県経済をみますと、個人消費に関して消費税増税の駆け込み需要の反動がみられているものの、公共投資の増加および製造業を中心に生産は緩やかな回復をみせており、雇用・所得環境は着実な改善が続いております。

金融面につきましては、平成25年4月からの日本銀行による「量的・質的金融緩和」が継続するなかで、10年物国債利回りは、需給の引締まりや欧米の長期金利の低下を受け、期初の0.6%台半ばから期末の0.4%前後へ概ね低下傾向で推移いたしました。株式相場は、企業業績の伸長や年金などの公的マネーの買いによる良好な需給環境を受け、期初の14,000円台から期末の19,000円台まで上昇傾向で推移いたしました。為替相場（米ドル／円相場）は、昨年4月から8月中旬までは、1ドル101～102円台の狭いレンジで方向感なく推移いたしましたが、8月下旬以降は米景気回復への期待や米早期利上げ観測の高まりから、1ドル110円台まで円安・ドル高が進みました。また、10月末の日本銀行による追加金融緩和を受け、急速に円安・ドル高が進み、その後は1ドル120円を挟んで推移いたしました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済環境のもとにあって、当行は平成25年4月よりスタートした第9次長期経営計画「考働派」に沿い、「地域密着型金融・コンサルティング機能の強化」により地域との共存、共栄を維持するとともに、当行の経営理念である「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くす」ため、役職員一丸となって業容の拡充と経営の一層の効率化に努めてまいりました。

○預金・貸出金・損益等

まず預金（譲渡性預金を含む。）は、期中150億57百万円増加し、期末残高は1兆232億54百万円となりました。

貸出金につきましては、住宅ローン等の消費者ローンおよび地方公共団体向けの貸出金が伸び、期中87億42百万円増加して、期末残高は6,030億78百万円となりました。

有価証券につきましては、期中38億97百万円増加して期末残高は4,243億26百万円となりました。

また、外国為替の取扱高は1億60百万ドルとなりました。

損益面につきましては、当行と連結子会社である㈱ながぎんビジネスパートナーズとの合併に伴う税金費用の減少などにより、25億88百万円の当期純利益となりました。

○商品・サービス等

当行は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援認定機関」として、顧客サポート態勢の整備・強化、コンサルティング機能の強化、取引先企業の経営改善計画の策定支援等、お客さまの実情に即した柔軟かつ迅速な対応に努めてきました。また、㈱地域経済活性化支援機構と業務提携を行い、同機構が派遣する専門家から「財務内容の検証や事業再生計画の精査等、当行がお取引先に対して行う事業再生支援」および「観光バリューチェーン分析等、当行が行う地域経済活性化事業の支援」について助言を受ける等、地域密着型金融の強化を図ってきました。

地元企業の支援としては、地域企業の若手経営者・後継者を対象とした、第4回目となる「次世代経営者育成セミナー」を開催いたしました。さらに、お客さまの海外進出を支援する取組みとして、海外現地法人の資金調達について、日本政策金融公庫との提携による「スタンドバイ・クレジット制度」および国際協力銀行との連携による「ハイブリッド型協調融資制度」を開始いたしました。

また、今シーズンよりJ1へ昇格を果たした「松本山雅FC」のユニフォームスポンサーとして、応援定期預金「松本山雅FC・J1昇格おめでとうキャンペーン」を取り扱うとともに、同FC通帳の発売に伴う<'J'ONE SOUL>キャンペーンを実施、同FCへの各種サポートを通じ、「地域活性化」と「地域に根ざした広報活動」に積極的に取り組んでまいりました。さらに、県内観光を支える自然や国宝・重要文化財等の維持管理を支援するため、「地域応援キャンペーン」第4弾を実施いたしました。第1弾（平成23年度）の実施以来、県内各地への寄付は、累計で50か所となりました。

○システム等

システム面では、インターネット・Web環境の進展等に対応するため、当行ホームページにつきまして、「長野銀行のブランドイメージの強化・コーポレートカラーの起用」、「お客さまが目的のサービスにたどり着きやすい設計」、「若い感覚に合わせた飽きさせない現代風のデザイン」への改善を目的といたしまして、平成26年5月にリニューアルいたしました。また、同年9月よりスマートフォン専用ページをリリースし、お客さまへの利便性やサービスの強化に取り組んでおります。

○その他

株主の皆さまに対しましては、日頃のご支援にお応えするため、また、当行株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当行株式を長期保有していただくことを目的として、本年度も「株主優遇定期預金」をお取扱いております。

○当行グループの経営成績

当行および子会社4社で構成されておりました企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務、再生支援業務等を通じて金融サービスを提供しておりましたが、当行グループとして経営の合理化の観点から、子会社であった㈱ながぎんビジネスパートナーズについては、本年2月に当行への吸収合併を行い、同じく㈱長野ビーエスについては、本年3月に解散を実施しております。

当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益235億16百万円、連結当期純利益27億2百万円となりました。

（当行が対処すべき課題）

当行は、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に取り組んでまいりましたが、平成26年4月に行員による現金着服等の不祥事件が発覚いたしました。このことをお客さまの信頼を損ねる重大な事態として厳粛に受け止め、不正防止プロジェクトチームを設置するとともに、再発防止策を策定し、実施いたしました。今後も全役職員が一丸となって、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢の強化に取り組むことにより、お客さまの信頼回復に努めてまいります。

また、当行を取り巻く環境は、市場金利の低下や他行競合を要因とした貸出金利の低下、預金金利の高止まり等、厳しさを増しております。このような中、平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、国から各地方公共団体には地域の特性に合った長期ビジョンおよび総合戦略の策定が求められており、地域金融機関に対しても、総合戦略の策定および実行への協力が求められていることから、今まで以上に地域への関与・貢献を行わなければならない状況にあります。

以上のことを踏まえ、当行は、金融サービス業を通じ、お客さま、株主、従業員、地域から必要とされ選ばれる銀行、長野県のマザーバンクをめざすべく、人材の活性化・人材投資育成、地域密着型金融・コンサルティング機能の強化、業務プロセスの効率化に努めていく方針でございます。

皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預	金	9,345	9,648	10,080	10,232
	定期性預金	6,461	6,590	6,903	7,099
	その他	2,883	3,058	3,177	3,132
貸	出金	5,605	5,841	5,943	6,030
	個人向け	1,970	1,948	1,970	2,005
	中小企業向け	2,462	2,420	2,405	2,387
	その他	1,172	1,473	1,567	1,637
商品有価証券		0	0	0	－
有	価証券	3,736	3,833	4,204	4,243
	国債	1,501	1,515	1,416	1,229
	その他	2,235	2,317	2,787	3,014
総資産		9,853	10,293	10,799	11,039
内国為替取扱高		22,010	24,889	26,851	27,320
外国為替取扱高		百万ドル 275	百万ドル 182	百万ドル 163	百万ドル 160
経常利益		百万円 3,585	百万円 2,984	百万円 3,632	百万円 2,511
当期純利益		百万円 1,337	百万円 1,839	百万円 1,977	百万円 2,588
1株当たり当期純利益		14円89銭	20円46銭	21円98銭	28円79銭

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	676人	695人
平 均 年 齢	38年2月	37年10月
平 均 勤 続 年 数	15年4月	15年1月
平 均 給 与 月 額	350千円	342千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。
2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	店 うち出張所 54 (2)	店 うち出張所 54 (2)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
合 計	55 (2)	55 (2)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を52か所（前年度末54か所）設置しております。
なお、営業所ではありませんが、当年度において長野事務所（長野市）および東京事務所（東京都）を廃止いたしました。

ロ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
- ・白馬支店 小谷村役場出張所
 - ・長野支店 長野駅出張所
- 2 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を廃止または休止いたしました。
- ・松本東支店 カタクラモール出張所（廃止）
 - ・白馬支店 小谷出張所（廃止）
 - ・長野支店 長野ステーションビル出張所（廃止）
 - ・飯田支店 アピタ飯田店出張所（休止）

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	532
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務・通信機器（防犯ビデオカメラ、行内LANパソコン等）	176
ソフトウェア（営業支援・融資支援システム等機能追加、ホームページリニューアル等）	130

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社長野ビーエス	長野県松本市渚2丁目9番38号	銀行業務代行業	平成9年11月19日	百万円 20	% 100.00	
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業 信用保証業	平成2年7月2日	30	95.00	
株式会社ながぎんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業	昭和55年1月12日	34	71.18	

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社3社であります。

当年度の連結経常収益は235億16百万円、連結当期純利益は27億2百万円となりました。

3 株式会社長野ビーエスは、平成27年3月31日付で解散いたしました。

4 株式会社ながぎんビジネスパートナーズは、平成27年2月26日付で当行に吸収合併いたしました。

ハ 当行の重要な業務提携の概況

- (イ) 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (ロ) 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合135組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む。）、労働金庫14金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (ハ) 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。
- (ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- (ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成27年2月26日	当行は、当行100%出資の子会社である株式会社ながざんビジネスパートナーズを吸収合併いたしました。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職
中 條 功	取締役頭取（代表取締役） （監査部担当）	
金 子 英 雄	常務取締役 （証券国際部、事務部担当）	
大 槻 伸 夫	常務取締役（融資統括部長） （融資統括部担当）	
岩 垂 博	常務取締役（総合企画部長） （総合企画部、総務部、人事部担当）	
清 水 秋 雄	常務取締役（営業統括部長） （営業統括部担当）	
窪 田 克 彦	取 締 役（長野法人営業部長）	
丸 山 佳 成	取 締 役（本店営業部長）	
内 川 小 百 合	取 締 役（社外）	丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者
中 島 一 志	常勤監査役	
岡 野 庄 平	監 査 役（社外）	岡野薬品株式会社代表取締役会長
神 戸 美 佳	監 査 役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長
轟 速 人	監 査 役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長、日本公認会計士協会東京会長、長野県副会長、関東信越税理士会長野県支部連合会常務理事

- (注) 1 当行は、社外取締役内川小百合氏ならびに社外監査役岡野庄平氏、神戸美佳氏および轟速人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 2 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 社外監査役神戸美佳氏は、平成27年4月1日付で長野県弁護士会副会長に就任しております。
- 4 社外監査役轟速人氏は、平成27年3月31日付で関東信越税理士会長野県支部連合会常務理事を退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	8人	207(77)
監 査 役	5人	22(－)
計	13人	230(77)

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

3 支給人数には、当事業年度に退任した監査役1名を含めております。

4 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は23百万円であります。

5 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬額50百万円および株式報酬型ストックオプション報酬額27百万円を含めております。

6 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。

取締役の確定金額報酬は年額180百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められております。

監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬につきましては、年額30百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役 内川小百合	丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者 なお、内川小百合氏ならびに丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、特別な利害関係はありません。
監査役 岡野 庄平	岡野薬品株式会社代表取締役会長 なお、岡野庄平氏ならびに岡野薬品株式会社と当行との間には、特別な利害関係はありません。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長 なお、神戸美佳氏と当行の間には、特別な利害関係はありません。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長、日本公認会計士協会東京会長野県会副会長、関東信越税理士会長野支部連合会常務理事 なお、轟速人氏と当行との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川小百合	1年9か月	平成27年3月期の出席状況 取締役会15回開催12回出席	必要に応じ、主に経験豊富な教育者としての視点から適切な発言を行っております。
監査役 岡野 庄平	6年9か月	平成27年3月期の出席状況 取締役会15回開催14回出席 監査役会13回開催12回出席	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての視点から適切な発言を行っております。
監査役 神戸 美佳	3年9か月	平成27年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席 監査役会13回開催13回出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	1年9か月	平成27年3月期の出席状況 取締役会15回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から適切な発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
取締役 内川小百合	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
監査役 岡野 庄平	
監査役 神戸 美佳	
監査役 轟 速人	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	11(－)	－

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	300,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 300,000千株
		A種優先株式 100,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 92,425千株

- (注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数 3 億株から A 種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数とします。
- 2 転換社債型新株予約権付社債の株式への転換により、当年度において発行済株式の総数が 15 千株増加しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	8,454名
-------------	------	--------

(3) 大株主（普通株式）

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる 10 名の株主を記載しております。

株 主 の 氏 名 ま た は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,224千株	5.81%
長 野 銀 行 職 員 持 株 会	4,716	5.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	3,026	3.36
株 式 会 社 栃 木 銀 行	1,663	1.85
キ ッ セ イ 薬 品 工 業 株 式 会 社	1,663	1.85
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,615	1.79
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,023	1.13
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,023	1.13
コ ク サ イ エ ア ロ マ リ ン 株 式 会 社	1,000	1.11
株 式 会 社 東 和 銀 行	953	1.06

- (注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第 3 位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
- 2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
- 3 当行は、平成 27 年 3 月 31 日現在、自己株式 2,589 千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第1回新株予約権 (2) 新株予約権の数 42個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 42,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成21年7月31日から平成46年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第2回新株予約権 (2) 新株予約権の数 103個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 103,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成47年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	(1) 名称 第3回新株予約権 (2) 新株予約権の数 102個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 102,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成48年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 新株予約権の数 172個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 172,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成24年7月28日から平成49年7月27日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 新株予約権の数 143個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 143,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成50年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
	(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 新株予約権の数 153個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 153,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成51年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
監査役	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 野本 博之 指定有限責任社員 大村 真敏	41	(対価を伴う非監査業務の内容) ・パーセルⅢ規制対応に関するアドバイザリー業務 ・FATCA対応に関する支援業務

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

3 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は42百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当であると判断した場合は、法令に則り「会計監査人の解任または不再任」を決定し株主総会の付議議案とすることを提案いたします。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、平成18年5月24日付取締役会において、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、効率的で適法な企業体制を整備していくこととしております（平成27年4月28日付取締役会で一部改正）。当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」

ことを、長期経営計画および半期ごとの経営方針に、基本方針として掲げている。

ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施している。

ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者を総務部担当役員、統括部署を総務部コンプライアンス室と定め、一元的に管理するとともに、各部門に、担当責任者および担当者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を整備している。

ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしている。

ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画している。

ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めている。

ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備している。

チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めている。

リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、半期ごとに内部監査方針および年度ごとに内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施している。

ヌ 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備している。

- (2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備している。
- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理している。
 - ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備している。
- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備している。
- イ 当行は、「リスク管理の徹底に努め、財務体質の強化を図る。」ことを、長期経営計画および半期ごとの経営方針に、基本方針として掲げている。この基本方針および「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、半期ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施している。
 - ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしている。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告している。
 - ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めている。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べることができる態勢となっている。
 - ニ 監査部は、業務全般の内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、半期ごとに内部監査方針および年度ごとに内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施している。
- (4) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備している。
- イ 当行は、3年ごとの長期経営計画において、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くす。」という経営理念のもとに、①「地域社会に信頼され、親しまれ、お客さまの相談に乗れる、存在感のある銀行」、②「中小企業と個人に強い銀行」等の5点を当行の目指す銀行像として掲げて、周知徹底している。
 - ロ また、当行は、半期ごとの経営方針において、長期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行している。実績については、半期ごとに定期的に取締役会へ報告している。
 - ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行している。

- (5) 当行は、当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。
- イ 当行は、「子会社等管理規程」を制定しており、総合企画部が子会社を管理する体制としている。
- ロ 子会社は、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置している。
- ハ 当行の内部監査部門である監査部は、子会社についても監査の対象として、「内部監査規程」および「自己査定マニュアル」に定めて監査を実施しており、その結果を当行取締役会へ報告している。
- ニ コンプライアンスに関する取組等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底等を目的として、当行および子会社から成る企業集団のコンプライアンス連絡会を開催している。
- ホ 子会社の取締役は、当行役員が出席する取締役会およびその他の重要な会議において、その担当する職務の執行状況を報告している。また、当行は「子会社等管理規程」に基づき、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により子会社から報告を受けている。
- ヘ 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備している。
- (イ) 子会社は、リスク管理を経営の重要課題として捉え、長期経営計画および年度ごとの経営方針に、リスク管理強化を基本方針として掲げている。この基本方針や各種マニュアルに基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針等を策定し、部長会または取締役会で決議した上で実施している。
- (ロ) 子会社は、リスク管理に係る規程として、㈱ながざんリースは「審査と管理債権の手引き」、長野カード㈱は「管理事務マニュアル」等を定めており、これらの規程に基づき、各種リスクを管理している。
- ト 子会社は、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。
- (イ) 子会社は、年度ごとの経営方針において、長期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行している。実績については、各業務部門が定期的に取り締会へ報告している。
- (ロ) 子会社の取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行している。
- チ 子会社は、取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。
- (イ) 子会社は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす」ことを基本方針として長期経営計画および年度ごとの経営方針に掲げている。
- (ロ) 子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および子会社の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・

マニュアル」等を整備している。子会社の使用人は当該規程およびマニュアルを遵守することとしているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づきコンプライアンス研修会、コンプライアンス理解度テスト等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っている。

(ハ) 子会社は、コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者、統括部署および担当者を定め、全社的なコンプライアンス態勢を整備している。

(ニ) 子会社の使用人は業務の遂行に当たり、新たな業務の開始、新商品の発売、契約の締結等や、法令等の制定、改正に対する対応などに際しては、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めている。

(ホ) 子会社は、コンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備している。

(ヘ) 子会社は、不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めている。

(ト) 子会社は、反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備している。

(6) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、監査役の職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応している。

(7) 当行は、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしている。

(8) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、監査役の職務を補助するための使用人が、監査役の職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させている。

- (9) 当行は、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備している。
- イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告している。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としている。
 - ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしている。
 - ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果を、コンプライアンス統括部門である総務部コンプライアンス室および顧客サポート等管理部門である営業統括部は、営業店に対する苦情等について、各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告している。
 - ニ 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしている。
 - ホ 使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による期ごとの各部店への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告している。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしている。
- (10) 当行は、前号の報告をした者が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備している。
- 当行は、「内部通報規程」を制定しており、前号の報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしている。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を科すこととしている。
- (11) 当行は、監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしている。
- 当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の仕事の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができることとしている。
- (12) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。
- イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めている。
 - ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議している。
 - ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施している。

二 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施している。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

第56期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	39,915	預当座預金	1,020,504
現金	10,108	普通貯蓄金	33,517
預け金	29,807	通知定期預金	254,727
コールローン	30,120	積立定期預金	12,292
有価証券	424,326	預金	10,816
国債	122,916	預金	700,071
地方債	60,268	預金	7,089
社債	132,918	預金	1,989
株	17,927	預金	2,750
その他の証券	90,295	預金	1,878
貸出金	603,078	預金	5,300
割引手形	5,670	預金	2,997
手形貸付	44,877	預金	4,509
証書貸付	500,864	預金	928
当座貸越	51,666	預金	351
外国為替	1,054	預金	219
外国他店預け	1,016	預金	1
取立外国為替	37	預金	6
その他の資産	2,482	預金	166
前払費用	51	預金	128
未収収益	1,258	預金	2,707
金融派生商品	6	預金	394
その他の資産	1,166	預金	448
有形固定資産	9,692	預金	71
建物	2,873	預金	214
土地	6,218	預金	6,480
リース資産	104	預金	1,701
その他の有形固定資産	495	預金	1,047,249
無形固定資産	1,183	預金	13,001
ソフトウェア	892	預金	9,665
リース資産	62	預金	9,665
その他の無形固定資産	227	預金	16,748
前払年金費用	393	預金	3,228
支払承諾見返	1,701	預金	13,520
貸倒引当金	△ 10,001	預金	5,997
資産の部合計	1,103,948	預金	7,522
		預金	△ 795
		預金	38,619
		預金	17,967
		預金	17,967
		預金	111
		預金	56,698
		預金	1,103,948

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第56期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	16,108	18,072
資金運用収益	10,570	
貸出金利	5,435	
有価証券利息	51	
預け口金利息	49	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	1,285	
受入為替手数料	526	
その他の役務収益	759	
その他の業務収益	330	
外国為替売買益	30	
債権売却益	300	
その他の経常収益	347	
償却債権取立益	2	
株式売却益	5	
その他の経常収益	340	
経常費用	1,378	15,560
資金調達費用	1,052	
預渡性預金利息	2	
借入マネー利息	0	
社用債権利息	2	
金利	312	
リースの支払利息	0	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	1,497	
支払為替手数料	92	
その他の役務費用	1,404	
その他の業務費用	0	
商品の有価証券売買損	0	
営業経常費用	10,626	
その他の経常費用	2,057	
貸倒引当金繰入額	1,225	
株式の償却費用	7	
その他の経常費用	825	
経常利益		2,511
特別損失		12
固定資産処分損失	7	
減損	5	
税引前当期純利益		2,498
法人税、住民税及び事業税	275	
法人税等調整額	△ 365	
法人税等合計		△ 89
当期純利益		2,588

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第56期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	13,000	9,663	9,663	3,129	5,997	5,129	14,256	△ 771	36,148
会計方針の変更による累積的影響額						398	398		398
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,000	9,663	9,663	3,129	5,997	5,527	14,654	△ 771	36,546
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1	1	1						3
剰 余 金 の 配 当				98		△ 593	△ 494		△ 494
当 期 純 利 益						2,588	2,588		2,588
自己株式の取得								△ 24	△ 24
自己株式の処分						△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	1	1	1	98	－	1,995	2,093	△ 23	2,073
当 期 末 残 高	13,001	9,665	9,665	3,228	5,997	7,522	16,748	△ 795	38,619

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	8,664	8,664	83	44,896
会計方針の変更による累積的影響額				398
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,664	8,664	83	45,294
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				3
剰 余 金 の 配 当				△ 494
当 期 純 利 益				2,588
自己株式の取得				△ 24
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,303	9,303	27	9,331
当 期 変 動 額 合 計	9,303	9,303	27	11,404
当 期 末 残 高	17,967	17,967	111	56,698

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成27年3月31日現在) **連結貸借対照表**

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	40,136	預 金	1,017,604
コールローン及び買入手形	30,120	譲 渡 性 預 金	2,750
有 価 証 券	423,347	借 用 金	5,399
貸 出 金	596,696	社 債	5,300
外 国 為 替	1,054	新 株 予 約 権 付 社 債	2,997
リース債権及びリース投資資産	11,759	そ の 他 負 債	7,512
そ の 他 資 産	4,182	賞 与 引 当 金	404
有 形 固 定 資 産	10,077	退 職 給 付 に 係 る 負 債	410
建 物	3,079	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
土 地	6,278	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	71
その他の有形固定資産	719	偶 発 損 失 引 当 金	214
無 形 固 定 資 産	1,286	繰 延 税 金 負 債	6,603
ソ フ ト ウ ェ ア	1,057	支 払 承 諾	1,701
その他の無形固定資産	229	負 債 の 部 合 計	1,050,984
退 職 給 付 に 係 る 資 産	721	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	110	資 本 金	13,001
支 払 承 諾 見 返	1,701	資 本 剰 余 金	9,665
貸 倒 引 当 金	△ 10,516	利 益 剰 余 金	19,042
資 産 の 部 合 計	1,110,678	自 己 株 式	△ 795
		株 主 資 本 合 計	40,913
		その他有価証券評価差額金	17,967
		退職給付に係る調整累計額	260
		その他の包括利益累計額合計	18,228
		新 株 予 約 権	111
		少 数 株 主 持 分	440
		純 資 産 の 部 合 計	59,693
		負債及び純資産の部合計	1,110,678

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		23,516
資 金 運 用 収 益	16,125	
貸 出 金 利 息	10,593	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,430	
コ－ルローン利息及び買入手形利息	51	
預 け 金 利 息	49	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	1,258	
そ の 他 業 務 収 益	5,782	
そ の 他 経 常 収 益	349	
償 却 債 権 取 立 益	2	
そ の 他 の 経 常 収 益	347	
経 常 費 用		20,788
資 金 調 達 費 用	1,426	
預 金 利 息	1,052	
譲 渡 性 預 金 利 息	2	
コ－ルマネー利息及び売渡手形利息	0	
借 用 金 利 息	56	
社 債 利 息	312	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	1,436	
そ の 他 業 務 費 用	4,747	
営 業 経 常 費 用	11,069	
そ の 他 経 常 費 用	2,109	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,812	
そ の 他 の 経 常 費 用	296	
経 常 利 益		2,728
特 別 損 失		21
固 定 資 産 処 分 損	16	
減 損 損 失	5	
税金等調整前当期純利益		2,706
法人税、住民税及び事業税	313	
法 人 税 等 調 整 額	△ 327	
法 人 税 等 合 計		△ 13
少数株主損益調整前当期純利益		2,719
少 数 株 主 利 益		17
当 期 純 利 益		2,702

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	13,000	9,663	16,437	△ 771	38,329	8,664	78	8,743	83	423	47,579
会計方針の変更による累積的影響額			398		398						398
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,000	9,663	16,835	△ 771	38,727	8,664	78	8,743	83	423	47,977
当期変動額											
新株の発行	1	1			3						3
剰余金の配当			△ 494		△ 494						△ 494
当期純利益			2,702		2,702						2,702
自己株式の取得				△ 24	△ 24						△ 24
自己株式の処分			△ 0	0	0						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						9,303	181	9,484	27	17	9,529
当期変動額合計	1	1	2,207	△ 23	2,186	9,303	181	9,484	27	17	11,715
当期末残高	13,001	9,665	19,042	△ 795	40,913	17,967	260	18,228	111	440	59,693

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 長 野 銀 行

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 本 博 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 長 野 銀 行

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 本 博 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
- 2 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社 長 野 銀 行	監査役会
常勤監査役	中 島 一 志
社外監査役	岡 野 庄 平
社外監査役	神 戸 美 佳
社外監査役	轟 速 人
	以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保による自己資本の充実を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元に当たっては、安定的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、1株につき3円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当金2円50銭を加えた年間配当金は1株につき5円50銭となります。

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は269,506,335円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月26日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

現行の一部を次のとおり改めようとするものであります。

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められましたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、第31条（社外取締役の責任限定契約）及び第39条（社外監査役の責任限定契約）の一部を変更するものであります。

なお、第31条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線部分が変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条 （条文省略）	第1条～第20条 （現行どおり）
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会
第21条～第30条 （条文省略）	第21条～第30条 （現行どおり）
（社外取締役の責任限定契約） 第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任限定契約） 第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第五章 監査役および監査役会	第五章 監査役および監査役会
第32条～第38条 （条文省略）	第32条～第38条 （現行どおり）
（社外監査役の責任限定契約） 第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任限定契約） 第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第六章 計 算	第六章 計 算
第40条～第43条 （条文省略）	第40条～第43条 （現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役中條 功、岩垂 博、清水秋雄、丸山佳成、内川小百合の5氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役金子英雄氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任します。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1	なか じょう いさお 中 條 功 (昭和26年4月27日生)	昭和50年4月 長野相互銀行入行 平成14年6月 当行総務部長兼総務部秘書課長 平成16年9月 当行取締役審査部長 平成19年6月 当行常務取締役総合企画部長 平成22年6月 当行取締役頭取 現在に至る 〔監査部担当〕	106,000株
2	いわ だれ ひろし 岩 垂 博 (昭和30年2月28日生)	昭和53年4月 長野相互銀行入行 平成14年10月 当行事務部長 平成19年6月 当行取締役事務部長 平成24年6月 当行常務取締役事務部長 平成26年10月 当行常務取締役総合企画部長 現在に至る 〔総合企画部、総務部、人事部担当〕	36,000株
3	しみず あき おお 清 水 秋 雄 (昭和31年9月26日生)	昭和55年4月 長野相互銀行入行 平成19年6月 当行取締役審査部長 平成19年12月 当行取締役長野事務所長兼長野支店長 平成23年4月 当行取締役長野事務所長兼長野法人営業部長 平成24年6月 当行常務取締役融資統括部長 平成26年10月 当行常務取締役営業統括部長 現在に至る 〔営業統括部担当〕	39,000株
4	まる やま よし なり 丸 山 佳 成 (昭和33年6月10日生)	昭和57年4月 長野相互銀行入行 平成16年6月 当行芳川支店長 平成18年4月 当行佐久支店長 平成20年4月 当行融資統括部審査担当部長 平成23年6月 当行塩尻支店長 平成25年6月 当行取締役本店営業部長 現在に至る	26,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
5	うち かわ さ ゆ り 内 川 小百合 (昭和25年11月7日生)	昭和48年4月 丸の内タイプスト学校(現丸の内ビジネス専門学校) 入職 平成3年4月 同校副校長 平成8年4月 同校校長 平成24年4月 同校校長兼設置者 現在に至る 平成25年6月 当行取締役 現在に至る	5,000株
※6	うち かわ ひろ ふみ 内 川 博 文 (昭和33年1月9日生)	昭和56年4月 長野相互銀行入行 平成14年2月 当行柳原支店長 平成17年4月 当行穂高支店長 平成21年4月 当行高宮支店長 平成24年6月 当行営業統括部企画担当部長 平成26年4月 当行諏訪支店長 現在に至る	8,000株
※7	にし ざわ ひと し 西 澤 仁 志 (昭和38年3月26日生)	昭和60年4月 日本興業銀行(現みずほ銀行)入行 平成20年4月 みずほ情報総研株式会社経営企画部副部長 平成22年5月 同社市場系システム事業部第3部部長 平成23年12月 同社市場系システム事業部第1部部長 平成25年7月 みずほ銀行業務監査部次長 平成26年4月 当行入行 証券国際部副部長 現在に至る	一株
※8	ふたつ ぎ けい ぞう 二 木 馨 三 (昭和20年10月30日生)	昭和39年4月 信濃三鱗株式会社(現サンリン株式会社)入社 昭和61年7月 同社取締役 平成7年8月 同社常務取締役 平成8年8月 同社代表取締役専務 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成24年6月 同社相談役 現在に至る	一株

(注) 1 ※印は、新任候補者であります。

2 各候補者と当行との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、候補者内川小百合氏が校長を務める丸の内ビジネス専門学校と当行の間には、特別な利害関係はありません。

3 内川小百合氏および二木馨氏は、社外取締役候補者であります。

4 社外取締役候補者の選任理由について

(1) 内川小百合氏は、丸の内ビジネス専門学校における長年に亘る教育者としての経験から、主に「人材育成」に関して有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

(2) 二木馨氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を当行の経営に生かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

5 内川小百合氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

6 当行は、内川小百合氏との間で会社法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、二木馨氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7 当行は、内川小百合氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、二木馨氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役神戸美佳氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
神戸美佳 (昭和42年5月7日生)	平成2年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社（平成9年8月退社） 平成15年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成16年10月 長野県弁護士会登録 平成16年10月 久保田法律事務所入所 平成20年4月 神戸法律事務所開設 現在に至る 平成23年6月 当行監査役 現在に至る 平成27年4月 長野県弁護士会副会長 現在に至る	11,000株

- (注) 1 神戸美佳氏と当行との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 神戸美佳氏は、社外監査役候補者であります。
- 3 神戸美佳氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有しておられることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけることが期待できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
- 4 神戸美佳氏は、現在、当行の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- 5 当行は、神戸美佳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 6 当行は神戸美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当行は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 議決権行使書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は**平成27年6月24日（水曜日）午後5時**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

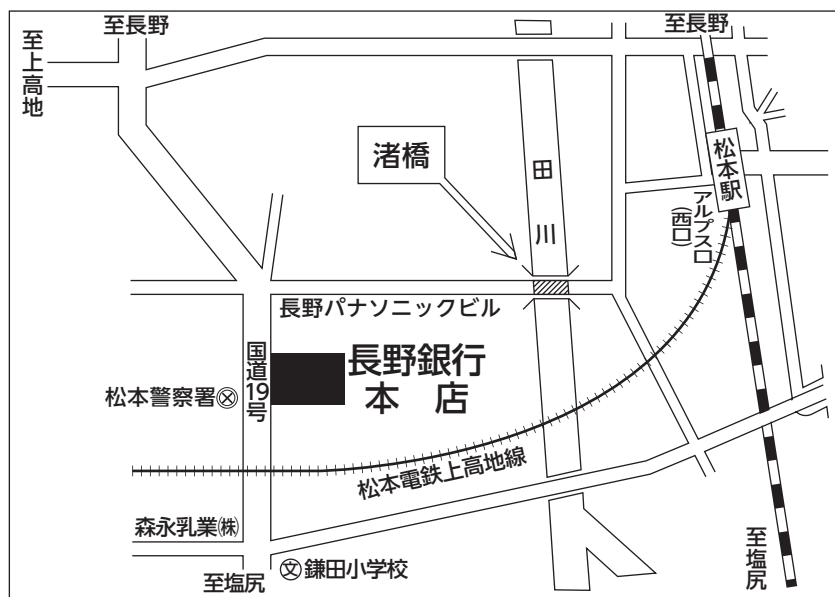
ご不明な点は、当行株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以上

株主総会会場ご案内図

当行本店 2階大会議室



J R 松本駅より 徒歩 約15分

(注) 上記「渚橋」は工事のため、車両の通行ができませんので、ご注意ください。